

○福島県森林環境税条例

平成17年3月25日

福島県条例第3号

福島県森林環境税条例

(趣旨)

第1条 県は、水源のかん養、県土の保全等県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保するため、福島県税条例(昭和25年福島県条例第50号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例としてこの条例の規定により加算した額を、森林環境税として課する。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 平成18年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第28条の規定にかかわらず、同条に定める額に1,000円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第38条第1項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第38条第3項の規定の適用については、同項中「第1項」とあるのは、「福島県森林環境税条例(平成17年福島県条例第3号)第3条第1項」とする。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年度分の森林環境税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(日本国内に住所を有しない者を除く。)に係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第28条」とあるのは「福島県税条例の一部を改正する条例(平成17年福島県条例第72号)附則第2条第2項」と、「同条に定める額に1,000円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第28条に定める額に300円」とする。

3 平成19年度分の森林環境税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(日本国内に住所を有しない者を除く。)に係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第28条」とあるのは「福島県税条例の一部を改正する条例(平成17年福島県条例第72号)附則第2条第3項」と、「同条に定める額に1,000円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第28条に定める額に600円」とする。

附 則(平成17年条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第55号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第67号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。